

デリバティブの時価情報のディスクロージャー

Disclosures about Fair Value of Derivative Instruments

呉 徳 林
Delin Wu

1980年代後半以降、世界の金融市場では先物、オプション、スワップなどいわゆる「デリバティブ」と呼ばれる派生金融商品の取引が急速に拡大してきている。それは積極的にリスクの適切な配分の実現に利用され、市場の円滑な発展に資し、ひいては国民経済の発展に大きな役割を有するものである一方、オフ・バランスとなっているものも多い。投資家等の利害関係者からみれば、それらの取引の実態を的確に把握することが困難である。したがって、デリバティブ取引の健全な発展を図るため、デリバティブ取引に関するディスクロージャーを検討する必要がある。

そこでまずデリバティブの時価情報開示の必要性を述べた。デリバティブ取引に付随したリスクの多くはオフバランス・リスクであり、期末に財務報告書に反映されないのである。しかし、時価評価方式を導入することによって、決算期末ごとにデリバティブ取引に関わる損益が表面に出るようになる。よって、デリバティブを貸借対照表から除去する際の損益の認識に関して、経営者による恣意的な操作の余地を排除する効果を持っている。

続いてデリバティブの先進国と呼ばれる米国と日本におけるデリバティブの時価情報開示の実状を紹介し、できるだけそれらの比較を行い、日本での開示のあり方について論じた。日本の意見書の開示要請とFASBの基準書のそれを比べると、取扱対象の範囲、開示内容、開示方法などといった点においては異なっている。また、米国のデリバティブに関する会計基準に照らし、日本におけるデリバティブの時価情報開示を改善・充実するため、時価情報の開示すべきデリバティブの対象範囲の拡大を含めていくつかの改善すべきところとその改善方法に言及した。

最後に結論を述べ、今後の課題を提示した。

(大阪産業大学論集社会科学編105号)